

公益財団法人静岡県グリーンバンク景観づくり団体支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人静岡県グリーンバンクの景観づくり団体支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「景観づくり団体支援事業」とは、地域の景観づくりの計画的な緑化を推進するために行う地域緑化団体の活動を支援する事業をいう。

2 この要領において「景観づくり」とは、地域の特色を生かした花と緑の景観づくりや、四季を彩る里山景観づくりのために行う緑化活動・維持管理活動をいう。

3 この要領において「地域緑化団体」とは、地域緑化計画に基づき緑化活動や森林景観づくりを行う団体（以下緑化団体という）をいう。

4 この要領において「地域緑化計画」とは、景観づくり団体支援事業を実施しようとする緑化団体が策定する地域の緑化を推進するための計画（以下緑化計画という）であって、理事長が認定したものをいう。

(支援の内容)

第3条 公益財団法人静岡県グリーンバンクが行う前条第1項の規定による支援の内容は、第8条第1項の協定を締結した緑化団体が行う次の表に掲げる項目に係る経費を補助する。

項 目	経 費 の 内 訳	補 助 率 (額)
資器材費	緑化木苗木、花苗、種子・球根、農機具、農薬、肥料、栽培土等の費用。機材賃借料	対象経費の10分の10以内とし、1年度当たり50万円を限度とする。
基盤整備費	花壇、育苗フレーム、散水施設、資材庫等設置費、地拵、客土等の費用、獣害対策費	対象経費の10分の10以内とし、総額100万円を限度とする。
保育管理費	土壌改良費、高所作業車等の賃借料	対象経費の10分の10以内とし、1年度当たり50万円を限度とする。
調査・会議費	事業推進のための調査、会議、研修費用等	対象経費の10分の10以内とし、総額30万円を限度とする。
その他	理事長が特に認める事業	別途定める。

2 前項の補助の限度額は、1団体当たり5年間で150万円とする。

(緑化計画の認定申請)

第4条 景観づくり団体支援事業を実施しようとする緑化団体の長は、様式第1号による認定申請書を理事長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には支店長により作成された様式第2号による同意書を添付しなければならない。

(緑化団体の要件)

第5条 緑化計画の認定の申請をすることができる緑化団体は、次に掲げる要件をいずれも満たす団体とする。

- (1) 当該団体の会員の人数が10人以上であること。
- (2) 当該団体が今後5年以上継続し、緑化計画を実施することができると認められること。

(緑化計画の認定)

第6条 理事長は、第4条の規定による申請があったときは、当該緑化計画について次条の認定基準に基づき審査を行い、当該計画が地域の計画的な緑化を推進するために有効であると認めるときは、当該計画を認定するものとする。

(緑化計画認定基準)

第7条 緑化計画として認定することができる計画は、次に掲げる基準をいずれも満たす計画とする。

- (1) 計画区域の面積が 1,000 平方メートル以上 20,000 平方メートル以内であること。又は、計画を道路、河川等の区域について策定する場合には、当該区域の延長が 100 メートル以上であること。但し、理事長が景観づくりに必要と特に認める場合はこの限りではない。
- (2) 計画区域について、緑化推進に関する基本的な考え方、5年後の緑化の目標及び目標を実現するための方法が緑化構想として示されていること。
- (3) 5年間の年次別活動計画が定められていること。
- (4) 当該計画が支店長の同意を得たものであること。

(協定の締結)

第8条 理事長は、第6条の規定による認定をしたときは、緑化団体の長に通知するとともに、当該緑化団体の長と協定を締結するものとする。

2 前項の協定の締結は、様式第3号による景観づくり団体支援事業緑化活動実施協定書(以下「協定書」という。)により行うものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 緑化団体の長は、緑化計画を推進するため、年次別事業計画及び協定書に基づき、毎年4月15日まで(第1年次については、前条第1項の協定の締結日から起算して15日以内)に様式第4号による景観づくり団体支援事業補助金交付申請書に様式第5号による事業計画書及び様式第6号による収支予算書を添えて理事長に提出しなければならない。この場合において、概算払を申請するときは、様式第7号による資金状況調べを添付しなければならない。

(交付の決定)

第10条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請が緑化計画の趣旨に沿うものであるか等について審査し、交付することが適当であると認めたときは、交付を決定し、当該緑化団体の長に通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 前条の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (イ) 施工場所の変更
 - (ロ) 森林景観又は花壇等の整備に係る事業量の20パーセントを超える変更
 - イ 補助事業に要する経費の配分を事業費の額の20パーセントを超えて変更しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助事業により整備等を行ったものは、次の表示を行い適切に管理するものとする。

ア 施工場所にはグリーンバンクが制定した「看板」を掲出する。

イ 物置・ハウスには、グリーンバンクが制定した「表示板」を貼付する。

ウ 器機類等には、グリーンバンクが制定した「シール」を貼付する。ただし、消耗品及び貼付し難い器機類等はこの限りでない。

エ 広報紙等には、グリーンバンクの「景観づくり団体支援事業」の補助対象である旨を表示（記載）する。

(4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを実績報告の日から5年間保管しておくこと。

(変更承認申請)

第12条 事業の廃止又は休止の場合は、様式第8号による景観づくり団体支援事業計画変更承認申請書を、補助金申請なしでの事業継続又は期中事業費の大幅な変更などが発生した場合は、様式第8号による景観づくり団体支援事業計画変更承認申請書に様式第5号による変更事業計画書及び様式第6号による変更収支予算書を添えて理事長に提出しなければならない。

なお、事業の廃止、休止及び補助金申請なしでの事業継続の場合は、7月末までに提出すること。

(実績報告)

第13条 緑化団体の長は、事業完了の日から起算して10日を経過した日又は3月10日（土日祝日の場合は前日）のいずれか早い日までに様式第9号による実績報告書に様式第5号による事業実績書及び様式第6号による収支決算書を添えて理事長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第14条 理事長は、前条第1項の規定による報告があったときは、審査を行い、当該報告の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該補助金の額を確定し、地域緑化団体の長に通知するものとする。

(請求書の提出)

第15条 緑化団体の長は、当該補助金の支払を受けようとするときは、様式第10号による請求書を理事長に提出するものとする。

(概算払請求書の提出)

第16条 概算払により支払を受けようとする場合は、様式第10号による概算払請求書を理事長に提出することにより行うものとする。

2 概算払いの額は補助金額の70%以内とする。

(是正のための措置)

第17条 理事長は、第13条の報告に係る当該補助金の成果が第10条の交付の決定の内容及び第11条の交付の条件に適合しないと認めるときは、当該事業についてこれに適合させる措置をとるよう緑化団体の長に対して指示するものとする。

(決定の取消)

第18条 理事長は、当該補助金の他の用途への使用又は交付の決定の内容及び交付の条件へ

の違反があったときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 第1項の規定による取消しをした場合において、理事長は、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させなければならない。

(補助金を申請しない年度の報告)

第19条 緑化団体の長は、第9条第1項の補助金の交付申請を行わない年度にあつては、**当該年度の3月10日(土日祝日の場合は前日)**までに様式第11号による景観づくり団体支援事業実績報告書に様式第5号による事業実績書を添付して理事長に提出しなければならない。

(支店の関与)

第20条 この要領の規定により理事長に提出する書類は、地域緑化団体の所在地を管轄する市町の支店長を経由して提出しなければならない。

- 2 支店は、補助金に係る書類の提出があったときは、書類の内容を確認し適切な助言又は指導を行い、必要に応じて意見を述べるものとする。

(支援団体会議への参加)

第21条 補助金の交付を受ける団体は、他団体との情報交換等により効果的な緑化活動を推進するために、**グリーンバンクが開催する「支援団体会議」**に出席するものとする。

附 則

1. 「公益財団法人静岡県グリーンバンク さわやか緑のまちづくり事業実施要綱」(制定平成12年9月11日)及び「公益財団法人静岡県グリーンバンク ようこそ静岡花いっぱい事業実施要領」(制定平成13年4月25日 改定平成17年4月1日)は平成20年3月31日をもって廃止する。尚、現在継続中の事業は認定期間完了とともに終了とする。
2. この要領は、平成20年4月1日から適用する。
3. この要領は、平成22年4月1日から適用する。
4. この要領は、平成23年4月1日から適用する。
5. この要領は、平成23年4月1日から適用する。
6. この要領は、平成25年4月1日から適用する。
7. この要領は、平成26年4月1日から適用する。
8. この要領は、平成28年4月1日から適用する。
9. この要領は、平成29年4月1日から適用する。